

補助

自動録音電話機等購入費の補助

全国的に、特殊詐欺の被害は過去最悪のペースで増加しています。被害を未然に防ぐには、特殊詐欺対策電話機に取り替えるか、または今お使いの電話機に外付け機器を取り付けるのが有効です。

対象機器 令和5年12月13日以降に購入した機器で、「優良防犯電話推奨品目録」に記載の特殊詐欺対策機能の付いた固定電話機または外付け機器

※目録は、防災課窓口またはホームページ

ジで参照できます。※目録にない機器を購入される場合は事前にご相談ください。※本市で他の補助金を受けた機器は当補助金の対象外となります。

申請方法 左記提出書類をご準備の上、持参または郵送

申請受付期間 令和7年1月31日（金）まで※先着順（予算内に限る）

問合せ 防災課

☎④28751



詳細はこちら

対象者

申請時点で加西市内にお住まいの65歳以上の方。（ご親族などからの申請も可能です）

補助金額

※1世帯1台限り

	自動録音電話機（固定電話機）	上限 10,000 円
	外付け機器（録音機）	上限 5,000 円

提出書類

- ①加西市自動録音電話機等購入費補助金交付申請書
※防災課窓口またはホームページからダウンロード可能
- ②申請者および65歳以上の補助対象者の本人確認などの写し（例 運転免許証、マイナンバーカードなど）
- ③補助対象機器を購入したことがわかるもの（領収書など）のコピー※購入年月日・購入機種の種類・購入金額などがわかるもの
- ④保証書・カタログ等、補助対象機器の品名、型番、主な仕様などがわかるもの※コピー可
- ⑤振込先銀行通帳のコピー※銀行名、支店名、口座番号、口座名義人が分かるページ

給付金のお知らせ

物価高騰による負担増を踏まえデフレ完全脱却のための総合経済対策として、次の①、②の給付金を支給します。**対象になる方には個別に通知をお届けします。**

①非課税世帯等への給付金

令和6年度住民税の所得割が新たに非課税（定額減税適用前）となった世帯を対象に一世帯あたり10万円の給付金を支給します。また18歳以下（平成18年4月2日以降に出生）の児童がいる世帯に対象児童1人あたり5万円のこども加算給付金を支給します。

なお、令和5年度住民税非課税世帯等に対する価格高騰給付金（10万円）の支給対象者は、この給付金の支給対象ではありません。

対象世帯・給付額

対象世帯	令和6年6月3日に加西市に住民登録あり	
	令和6年度に新たに住民税非課税世帯	令和6年度に新たに均等割のみ課税世帯
給付額	1世帯あたり10万円を給付	
	18歳以下の児童1人あたり（平成18年4月2日以降生まれ）5万円を追加支給	

支給対象に該当する世帯には確認書を送付（7月下旬頃）

②調整給付金

令和6年度実施中の定額減税をしきれないと見込まれる方に対して、その不足額を1万円単位で切り上げて算出する「調整給付金」を支給します。

対象者

令和6年分所得税と令和6年度個人住民税の定額減税のうち、1人当たり所得税3万円と個人住民税所得割1万円の合計4万円を減税しきれない人。

※対象者には、8月上旬から個別に内容確認書類などの案内文を通知します。

給付額

対象者本人と控除対象配偶者および扶養親族1人あたり所得税3万円・個人住民税所得割1万円、それぞれに定額全税しきれない額を算出し、その合計額を1万円単位（1万円未満は切り上げ）で支給。

※対象者には、個別に給付額を示した案内文を通知します。

★定額減税や給付金をかたった詐欺にご注意ください

国や県・市から、電話やメールなどで銀行口座の情報をお聞きすることやATM（現金自動受払機）の操作をお願いすることは一切ありません。

手続き

確認書の内容を確認の上、次のいずれかの方法により申請してください。

- ・確認書に記入の上同封の返信用封筒にて返送
- ・確認書QRコードから申請手続き
- ・給付金窓口で手続き（市役所1階20番）

支給日

申請受理から3週間程度で支給します。支給日の案内は行いませんので、通帳記帳などで入金確認をお願いします。

確認書返送期限

10月31日（木）※必着

返送期限を過ぎて確認書が提出された場合、給付の対象となりません。また、返送期限までに必要な修正が行われなかった場合、給付金を支給することができません。

問合せ先

給付金窓口☎④28717、地域福祉課☎④28730

手続き・支給日

	市で口座が把握できている方	市で口座が把握できていない方
手続き	申請の必要はありません。該当口座へ振込む案内を8月上旬から送付します。口座を変更したい場合のみ連絡をお願いします。	8月中旬に確認書を送付。内容を確認の上、次のいずれかの方法で申請。 ・確認書に記入し同封の返信用封筒で返送 ・確認書QRコードにより振込口座の申請手続き ・給付金窓口で手続き（市役所1階20番）
支給日	送付する案内文に示す支給日	受理から3週間程度で支給。支給日の案内は行いません。通帳記帳などで入金確認をお願いします。

問合せ先

給付金窓口☎④28717、税務課☎④28712

お知らせ

「行かない窓口」が利用開始！

市役所に行かなくても市公式LINEから戸籍など各種証明書が申請できるようになります。

今まで市役所の窓口に来られない方や遠方にお住まいの方は、郵便での申請が必要でしたが、LINEでも申請できます。

マイナンバーカードをお持ちであれば、スマートフォンを用いて24時間365日いつでも申請ができます。料金はクレジットカードなどで支払います。LINEで申請すると郵便小為替や切手の購入が不要です。

申請できる証明書 住民票、戸籍関係証明書、独身証明書、身分証明書、税務証明など

手数料 窓口発行手数料と同じ※別途郵送料金がかかります。

「書かない窓口」で便利に

市役所での住民票など申請書の作成が便利になりました。マイナンバーカード、運転免許証などの本人確認書類をシステムにかざすと、氏名・住所などが印字された申請書が作成されます。市民課での手続きの際はご利用ください。



申請書作成支援システム

必要なもの

- ・マイナンバーカードおよび署名用電子証明書の暗証番号
- ・マイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォン
- ・クレジットカード、PayPay

問合せ先 市民課

☎④28720



詳細はこちら



マイナンバーカードで本人認証